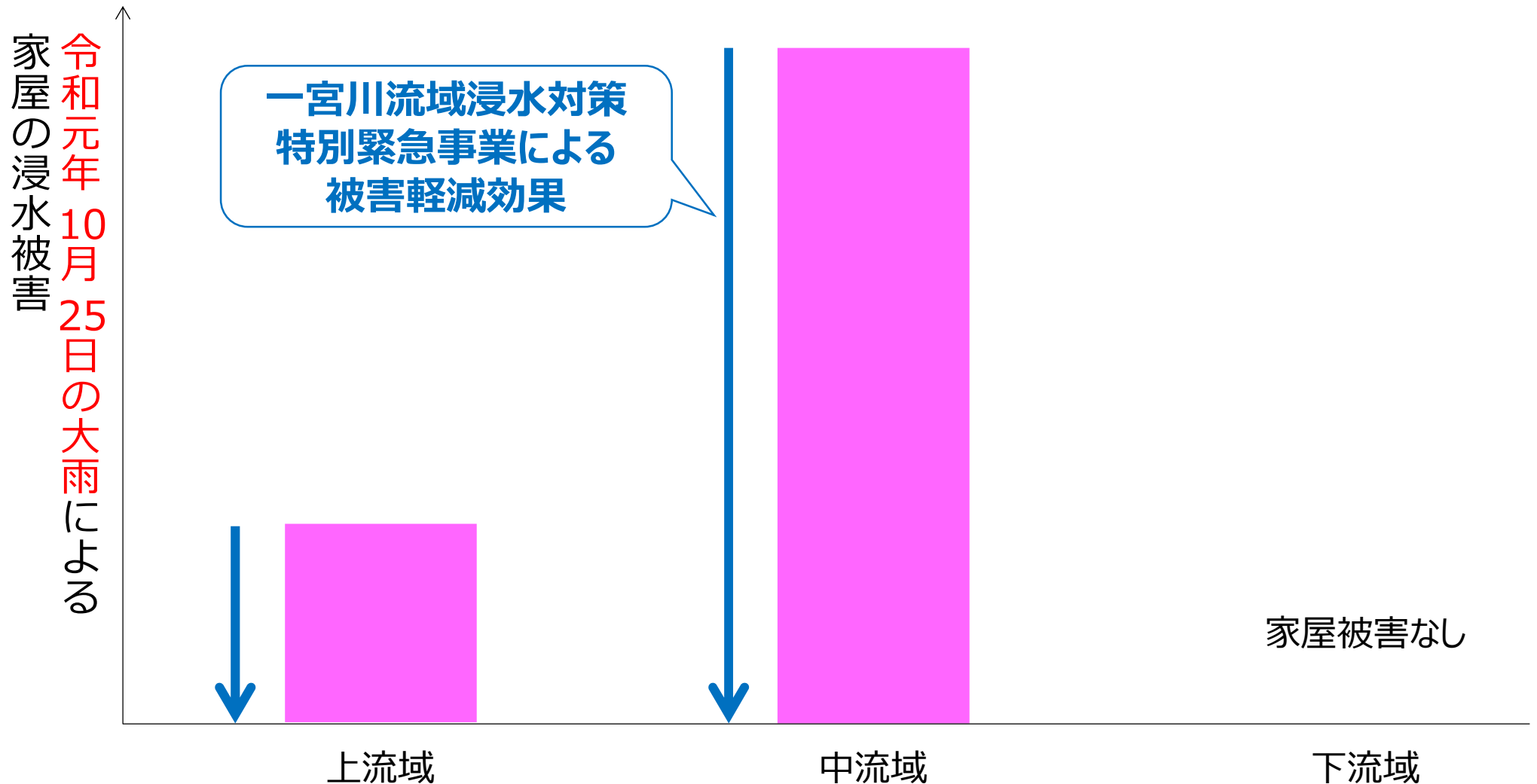


一宮川水系流域治水マスタープラン 及び流域水害対策計画について

千葉県河川整備課
千葉県一宮川改修事務所

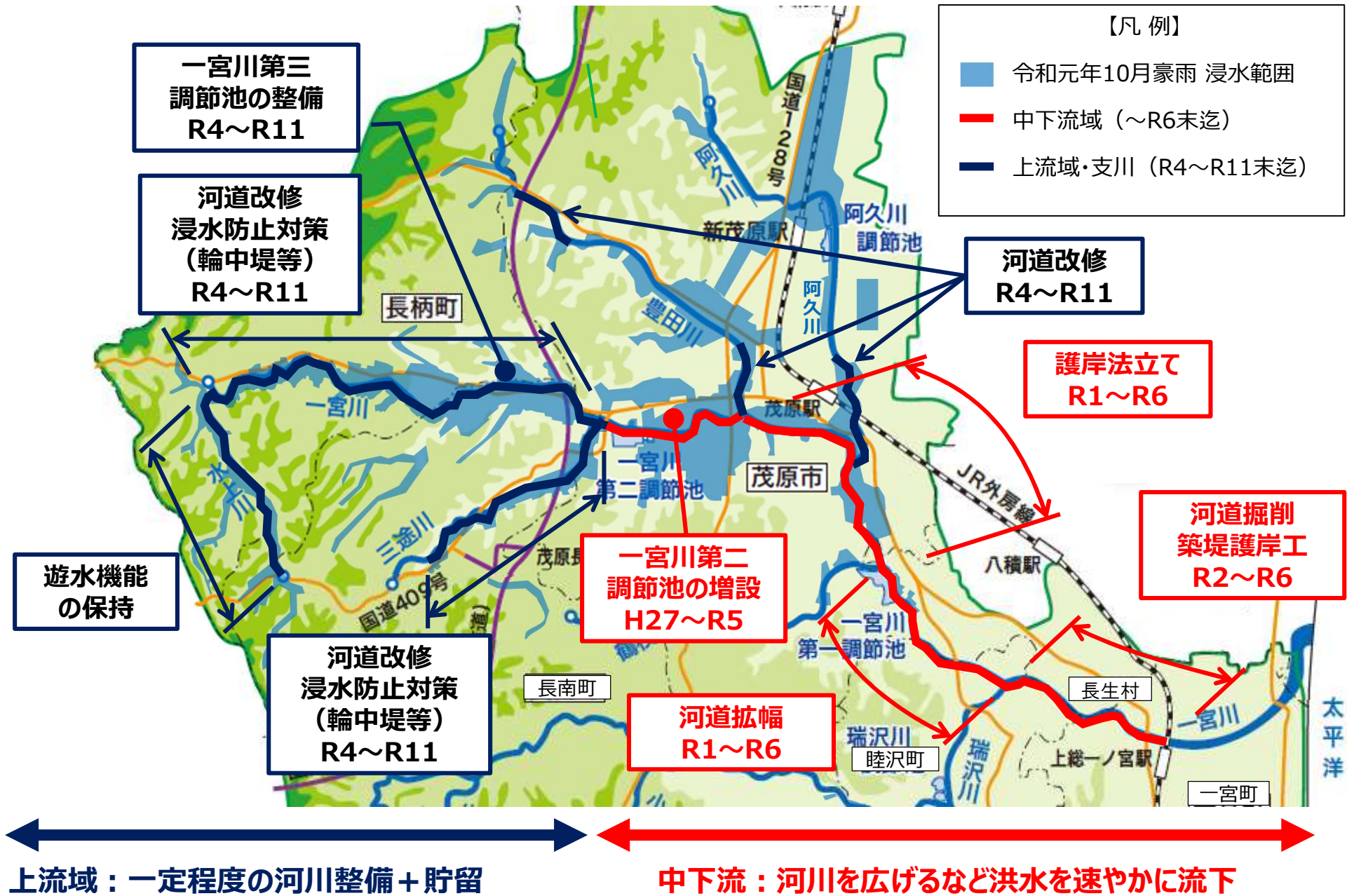
令和元年10月25日の大雨による浸水被害

- 令和元年10月25日の大雨では、雨の降り方、河川整備の進捗状況、地形、氾濫区域の資産分布などから、中上流域において甚大な浸水被害が発生した。
- 一宮川流域浸水対策特別緊急事業では、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携して令和元年10月25日の大雨による家屋等の浸水被害ゼロを目指す。

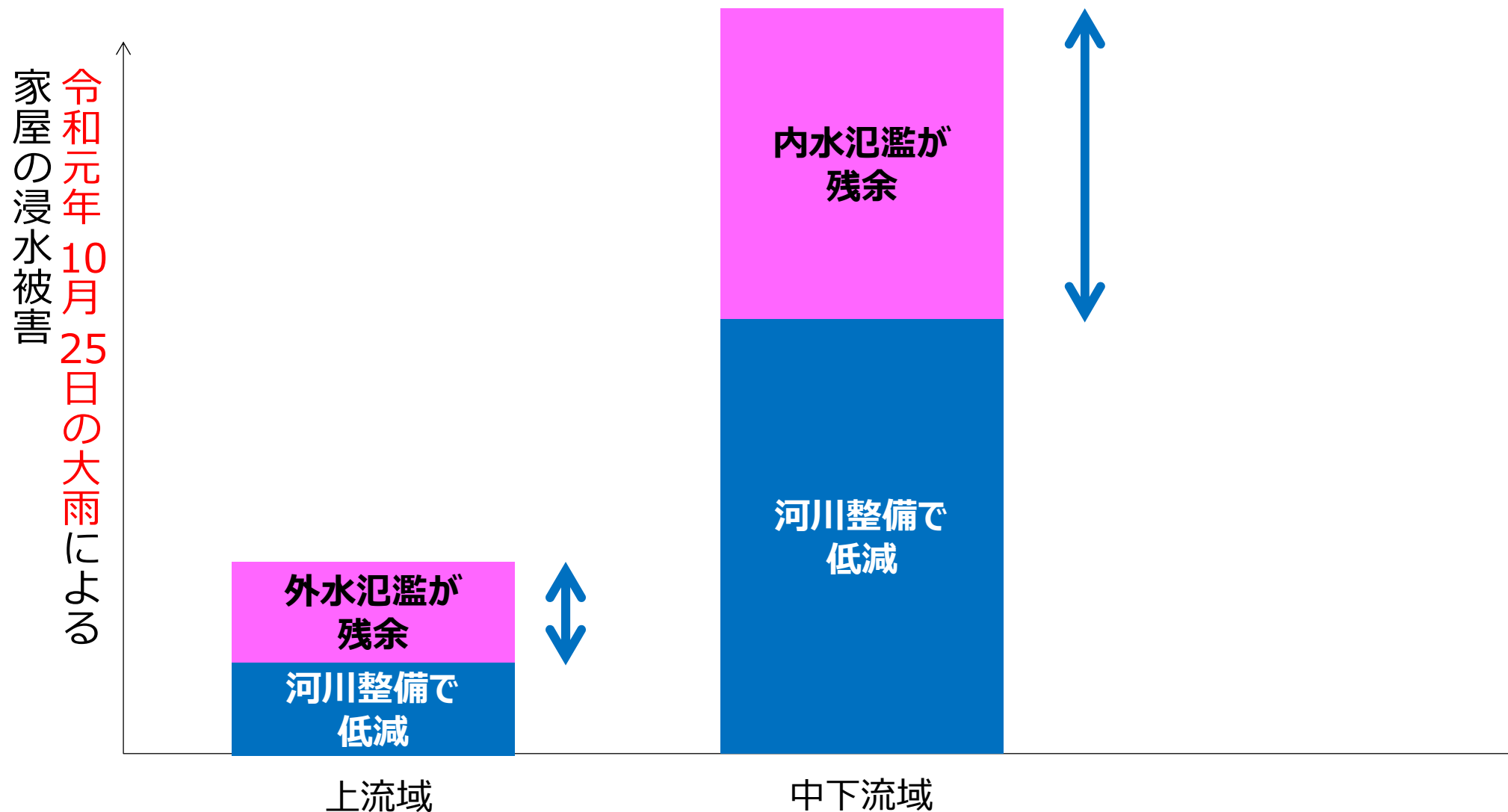


令和11年度末迄の河川整備

令和11年度末迄に、以下の河川整備について実施

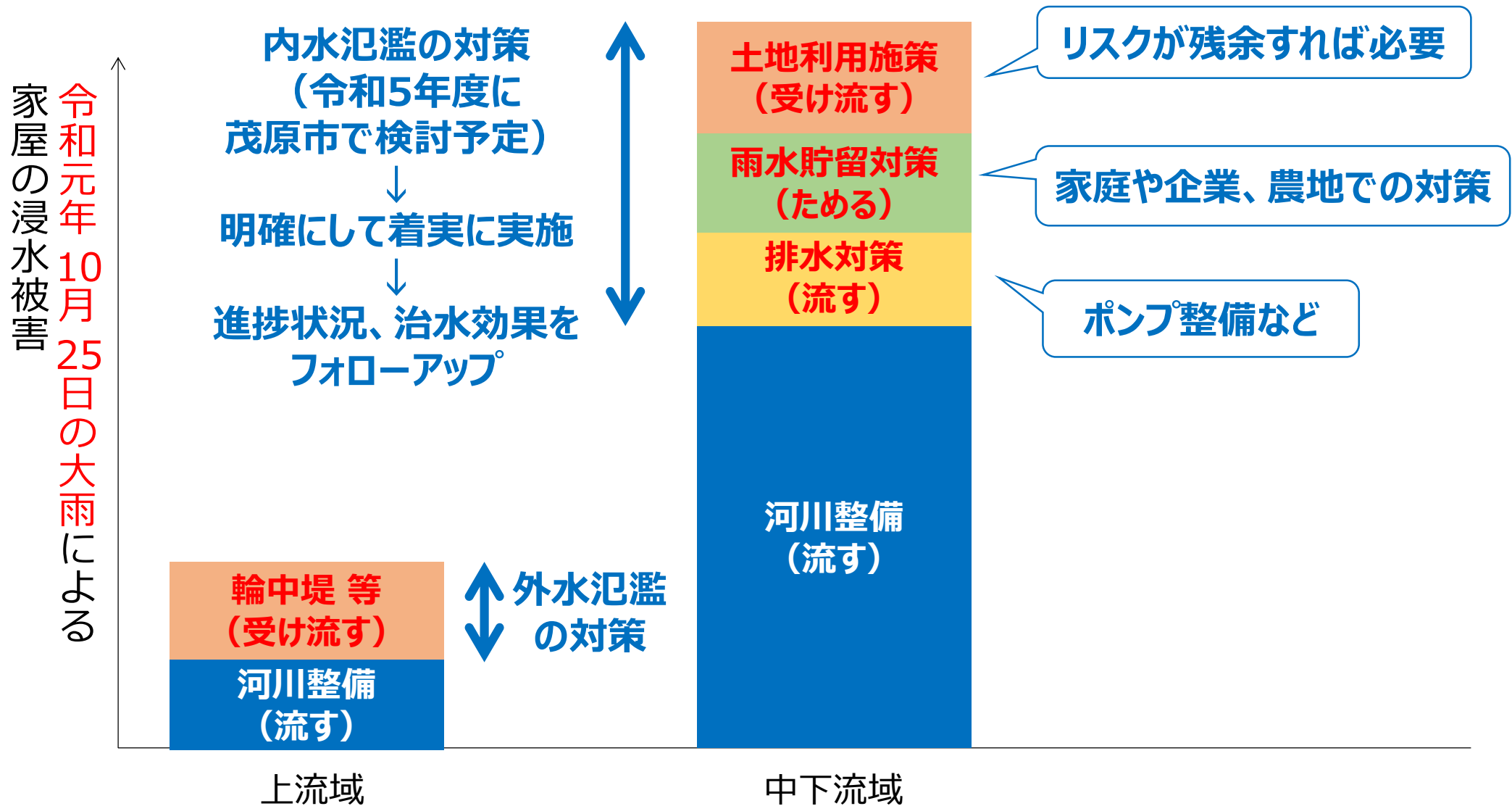


- **上流域**は、河川整備後に**減少**するも、**外水氾濫が残余**。
- **中下流域**は、河川整備後に**外水氾濫は解消**するも、**内水氾濫が残余**。



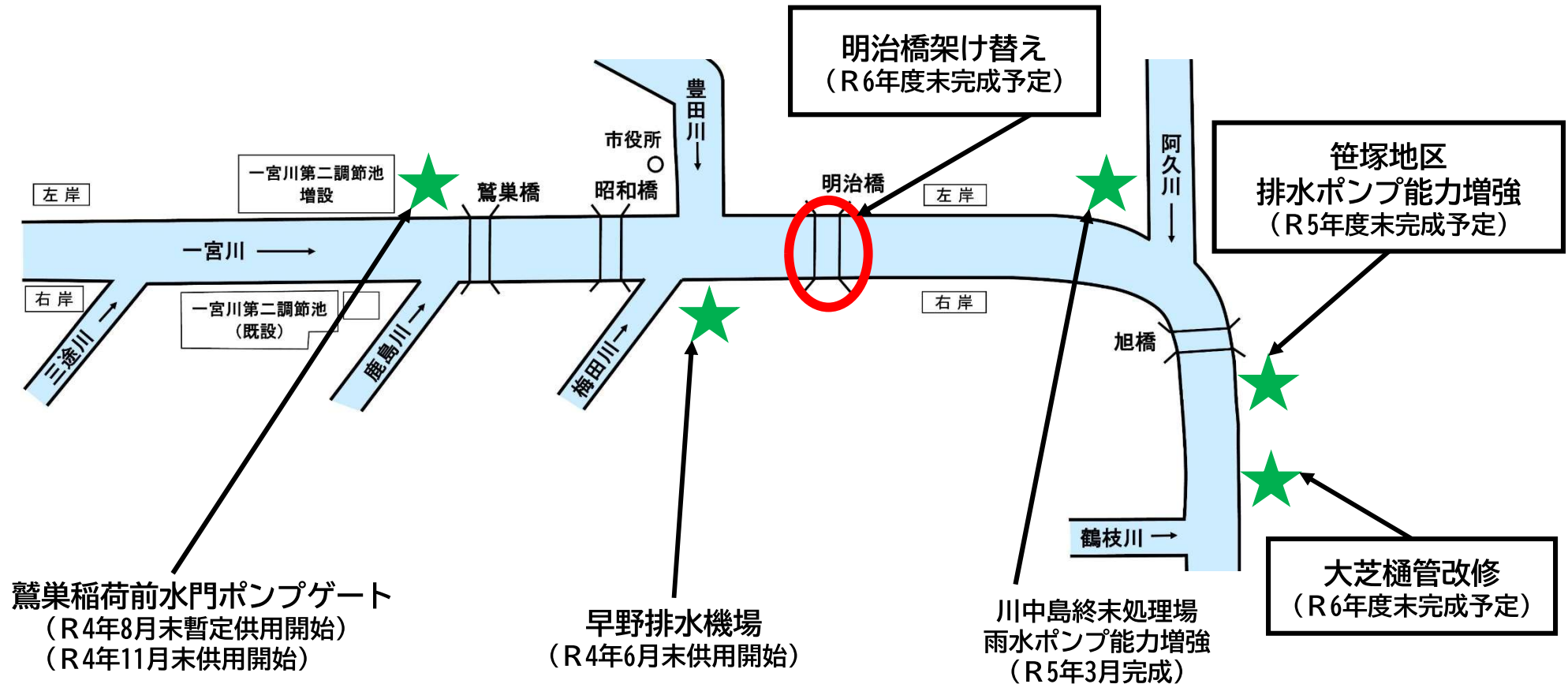
令和元年10月25日大雨対策への対応

- **上流域**は、**河川整備**と併せて、**輪中堤や建築ルール**で対応する。
- **中下流域**は、**河川整備**と併せて、具体的な**内水対策**の**内容や実施期間を明確化・具体化**する必要がある。



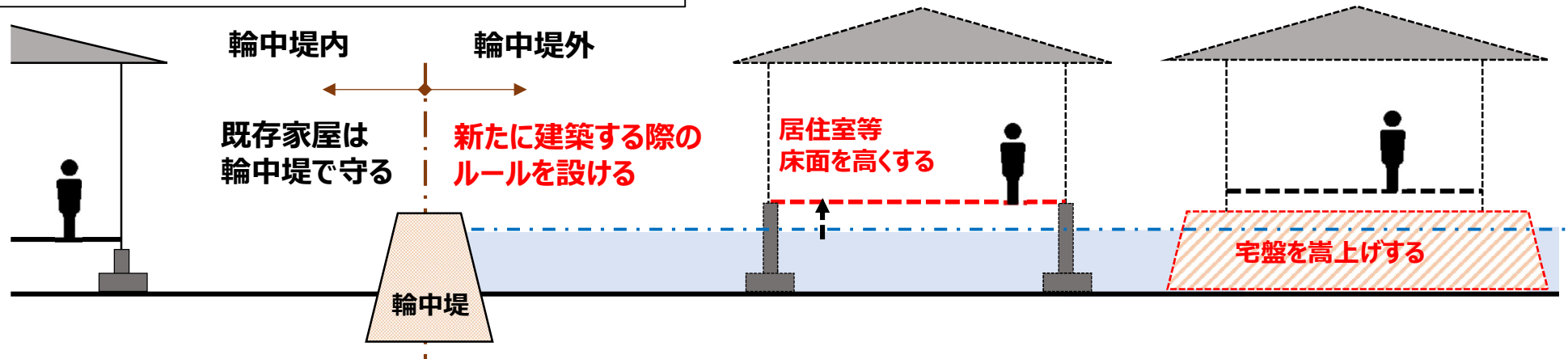
中流域における内水対策

- 中流域では、現在、以下の内水対策に取り組んでいるところであるが、河川整備後も**内水氾濫が残余**するため、**さらなる内水対策について検討**



- 令和11年度迄の河川整備により、令和元年豪雨と同規模の降雨でも、既存家屋の床上浸水被害は解消される見込みだが、**浸水リスクが残る地域で新たに建築**する際に、**浸水被害を受けにくくするため、長柄町、長南町では、「浸水警戒区域に関する条例」を制定した。**
- 今後、個別の地域に丁寧に説明を行った上で、**理解を得ながら区域指定**を行う。

条例による建築に関するルールのイメージ



- **一宮川水系では、流域治水の更なる推進にあたって、**
「河川整備等の加速化」とともに、「水害に強いまちづくり」のため、
 - ・ **特定都市河川浸水被害対策法※の活用**について、令和4年9月5日に開催された**一宮川流域治水協議会において合意。**

- **特定都市河川浸水被害対策法は、**
流域治水の実効性を高めるため改正され、
令和3年11月に施行。

(法制度の内容)

- ・ **特定都市河川の指定**
- ・ **流域水害対策計画の策定** など

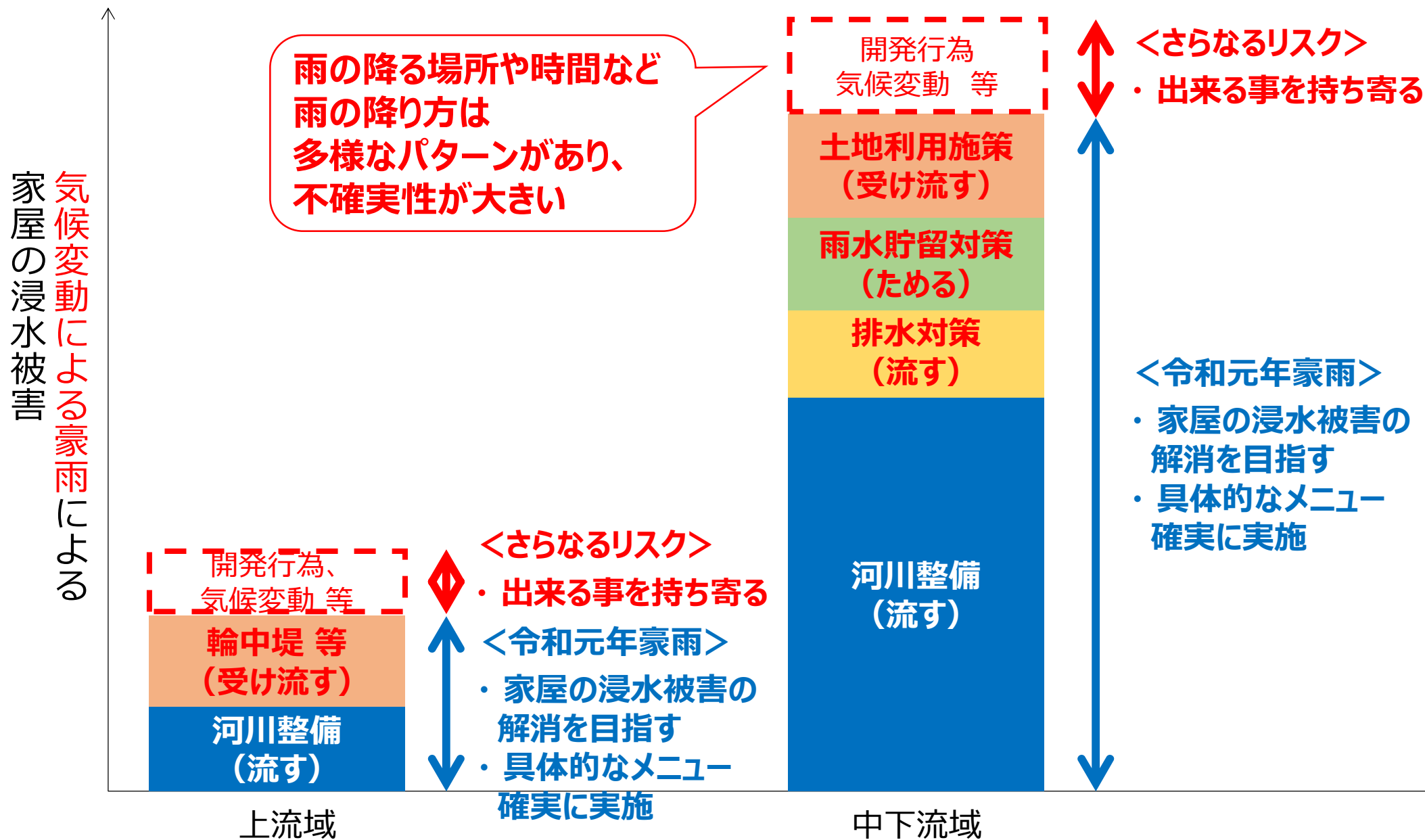
令和元年10月25日の大雨の
対策を位置付けて
河川整備の加速化、
流域対策の推進



第5回一宮川流域治水協議会の様子

- 流域水害対策計画は、**以下の項目を定める。**
(現時点で**盛り込むことを想定する内容を青字で記載**)
 - ① 計画期間
 - ② 浸水被害対策の基本方針
 - ③ 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 → **令和元年10月25日の大雨**
 - ④ 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
 - ⑤ 特定都市河川の整備に関する事項 → **県が行う河川整備**
 - ⑥ 雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
 - ⑦ 特定都市下水道の整備に関する事項 → **茂原市が行う内水対策（下水道整備）**
 - ⑧ 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備
その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
 - ⑨ 雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認定に関する基本的事項
 - ⑩ 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
 - ⑪ 土地の利用に関する事項 → **長柄町、長南町における浸水警戒区域の指定**
 - ⑫ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
 - ⑬ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
 - ⑭ 浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

- 開発行為などの土地利用の変化や気候変動等により、浸水被害リスクが増大
→ 不確実性が大きくゼロリスクは不可能であるため、できることを持ち寄る



**市町村長
県関係課長、所長
(河川、都市、建築、農林)**

一宮川流域治水協議会
 ・一宮川流域治水プロジェクトの策定
 ・対策の実施状況のフォローアップ 等

- 流域治水協議会の開催状況
- R3.3.23 第1回協議会
- R3.9.14 第2回協議会
- R4.2.18 第3回協議会
- R4.5.30 第4回協議会
- R4.9.5 第5回協議会
- R5.3.24 第6回協議会 (今回)

**県・市町村関係部局、
町議員、自治会長、
農業団体代表 等**

■ 部会は市町村が事務局だが、県が部局横断的にバックアップ

R3.5.24 第1回部会
 R4.1.26 第2回部会 (書面)
 R4.8.4 第3回部会 (書面)
 R5.1.24 第4回部会

R3.5.31 第1回部会
 R3.12.23 第2回部会
 R5.2.24 第3回部会

R3.5.25 第1回部会
 R3.11.17 第2回部会
 R4.7.5 第3回部会
 R5.2.24 第4回部会

R4.2.17
 第1回合同開催
 R4.8.26 工事見学会
 R5.3.15
 第2回合同開催

茂原市部会

・茂原市における
 具体的な対策に
 関する協議 等

長柄町部会

・長柄町における
 具体的な対策に
 関する協議 等

長南町部会

・長南町における
 具体的な対策に
 関する協議 等

一宮町、睦沢町、長生村部会

・一宮町、睦沢町、長生村
 における具体的な対策に
 関する協議 等

自治分科会

R3.12.15 第1回自治分科会
 ・茂原市内の関係自治会長が出席
 ・開発規制強化など検討中
 R4.8.4 第2回自治分科会 (書面)
 R4.12.22 第3回自治分科会

農業分科会

R3.12.15 第1回農業分科会
 ・茂原市内の農業団体代表が出席
 ・田んぼダムなど検討中
 R4.7.22 第2回農業分科会 (書面)
 R4.12.22 第3回農業分科会

徳増地区意見交換会

R3.7.30 第1回意見交換会
 R3.10.27 第2回意見交換会
 ・輪中堤、建築ルールに合意

水上地区意見交換会

R3.7.29 第1回意見交換会
 ・遊水機能の保持について合意
 ・中下流を守るため、流出を遅らせる対策を検討中

被害対策分科会

R3.6.23
 第1回分科会

須田地区意見交換会

R3.10.13 第1回
 ・輪中堤、建築ルール
 について合意

雨水貯留分科会

**県・市町村関係部局、
地区住民、自治会長、
農業団体代表**

- 流域治水MPの骨子（案）は、以下のとおりとしたい。

一宮川水系流域治水マスタープラン

1. 基本理念

2. 対策内容（流域治水プロジェクト）

（1）令和元年10月25日の大雨への対策

- ・ 令和11年度末迄に実施
- ・ 河川整備、流域対策の実施量、効果を定量的に整理
- ・ 流域治水協議会にて進捗管理（着々と進める）
- ・ 現在の法制度や枠組みに基づく対策

流域水害対策計画
に位置づけたい

（2）さらなるリスクへの対策

- ・ 長期
- ・ 上記（1）に加えて、流域のあらゆる関係者が出来る事を持ち寄る
- ・ 流域治水教育、流域治水文化の醸成、
また、既存の法制度や枠組みを超えた対策も含む

3. 対策を推進する仕組み

- ・ 流域治水協議会（市町村部会、分科会）や関連協議会などの推進体制
- ・ マスタープランのリバイス、フォローアップ

など